

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

- 初任給、昇格及び昇給等の基準に
○職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
- 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十四年三月三十日

福島県人事委員会規則第七号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表第十二備考1の(2)中「該当者」を「学歴免許等の資格の該当者」に改める。
別表第十五薬剤師の項を次のように改める。

薬剤師	大学六卒	○	二	二
	大学卒	○	五	五

別表第十七1の部2の項を次のように改める。

三 専門職学位課程修了

- (1) 学校教育法による専門職学位課程の修了者
- (2) 司法試験法(昭和二十四年法律第四十号)による司法試験予備試験の合格者

別表第十七1の部4の項学歴免許等の資格の該当者の欄(1)中「又は」の下に「薬学若しくは」を加え、同部6の項学歴免許等の資格の該当者の欄(2)中「国立看護大学看護学部」を「独立行政法人国立国際医療研究センター国立看護大学看護学部(旧国立看護大学校看護学部を含む。)」に改め、同欄(7)中「盲学校若しくは聾学校」を「特別支援学校(平成十八年一部改正法第一条の規定による改正前の学校教育法第一条に規定する盲学校又は聾学校を含む。)」に改め、同欄(8)中「四年制度」を「四年制」に改め、同欄(12)を次のように改める。

(12) 旧司法試験(司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十八号)附則第七条第一項の規定による司法試験及び同法による改正前の司法試験法による司法試験をいう。以下同じ。)の第二次試験の合格者

別表第十七1の部6の項学歴免許等の資格の該当者の欄(13)中「第二次試験の」を削り、同欄(20)を同欄(21)とし、同欄(19)中「財団法人農民教育協会鯉淵学園専門課程」を「旧財団法人農民教育協会鯉淵学園専門課程」に改め、同欄(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、(17)を(18)とし、同欄(16)中「第二条」を「第三条」とし、同欄(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)の次に次のように加える。

(14) 公認会計士法の一部を改正する法律(平成十五年法律第六十七号)による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第二次試験の合格者

別表第十七2の部1の項学歴免許等の資格の該当者の欄(7)中「臨床検査技師養成所」(一)の下に「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第三十九号)による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律による臨床検査技師学校又は臨床検査技師養成所を含むものとし、」を加え、同欄(2)を(2)とし、(20)を(21)とし、(19)を(20)とし、(18)を(19)とし、同欄(17)中「財団法人農民教育協会鯉淵学園本科」を「旧財団法人農民教育協会鯉淵学園本科」に改め、同欄(17)を(18)とし、(16)を(17)とし、(15)を(16)とし、(14)を(15)とし、(13)を(14)とし、(12)の次に次のように加える。

(13) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)による歯科衛生士学校又は歯科衛生士養成所(いずれも修業年限三年以上のものに限る。)の卒業者

別表第十七2の部2の項学歴免許等の資格の該当者の欄(10)中「司法試験法による司法試験」を「旧司法試験」に改め、同欄(11)中「公認会計士法」を「公認会計士法の一部を改正する法律による改正前の公認会計士法」に改め、同欄(14)中「歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)」を「歯科衛生士学校養成所指定規則の一部を改正する省令(平成十六年 文部科学省 令第五号)による改正前の歯科衛生士学校養成所指定規則」に改め、同欄(19)中「第二十一条第三号」を「第二十一条第四号」に改め、同表備考1中「該当者」を「学歴免許等の資格の該当者」に改め、「特別支援学校」は、改正前の学校教育

法による盲学校、聾学校及び養護学校を削る。
別表第二十六薬剤師の項を次のように改める。

薬剤師	大学六卒	二級十五号給
	大学卒	二級一号給

別表第二十六獣医師の項中「二級十三号給」を「二級十五号給」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

1 医療職給料表(二)級別資格基準表の備考に規定する職員に第十三条の規定を適用する場合におけるその者の経験年数は、同表の備考に定めるところによる。

2 薬剤師法の一部を改正する法律(平成十六年法律第百三十四号)附則第三条の規定により薬剤師となつたものに対するこの表の学歴免許欄の適用については、「大学六卒」の区分によるものとする。

別表第二十八の一の表113の項中「58」を「57」に改め、同表117の項及び118の項中「59」を「58」に改め、同表121の項から123の項までの規定中「60」を「59」に改め、同表125の

項中「61」を「60」に改め、別表第二十八の二の表中

90	90
91	91
92	92
93	93
93	93
94	94
94	94

95	95
95	95
96	96

を

90	89
91	90
92	90
93	91
93	91
94	92
94	92
95	93
95	94
96	95

に改め、別表第

二十八の四の表103の項中「58」を「57」に改め、同表105の項及び106の項中「59」を「58」に改め、同表107の項及び108の項中「60」を「59」に改め、同表109の項中「61」を「59」に改め、同表110の項から112の項までの規定中「61」を「60」に改め、同表113の項から116の項までの規定中「62」を「61」に改め、同表117の項から120の項までの規定中「63」を「62」に改め、同表121の項から124の項までの規定中「64」を「63」に改め、同表125の項から128の項までの規定中「65」を「64」に改め、同表132の項から135の項までの規定中「66」を「65」に改め、同表139の項から142の項までの規定中「67」を「66」に改め、同表146の項から149の項までの規定中「68」を「67」に改め、同表153の項中「69」を「68」に改め、別表第二十八の七の表94の項中「74」を「73」に改め、同表95の項中「75」を「74」に改め、同表96の項中「76」を「74」に改め、同表97の項及び98の項中「77」を「75」に改め、同表99の項及び100の項中「78」を「76」に改め、同表101の項中「79」を「77」に改め、同表102の項中「79」を「78」に改め、同表103の項中「80」を「79」に改

め、同表中

108	82
-----	----

を

108	81
-----	----

に、

111	83
112	83

を

111	82
112	82

に、

114	84
-----	----

115	84
116	84
117	85
118	85
119	85

を

114	83
115	83
116	83
117	84
118	84
119	84

に改め、同表120の項中「85」

を「84」に改め、同表中

121	86
122	86

を

121	85
122	85

に改め、同表123の項及び124の

項中「86」を「85」に改め、同表中

125	87
-----	----

を

125	86
-----	----

に改め、同表126の項から128

の項までの規定中「87」を「86」に改め、同表129の項から132の項までの規定中「88」を「87」に改め、同表133の項から135の項までの規定中「88」を「88」に改め、同表136の項中「90」を「88」に改め、同表137の項及び138の項中「90」を「88」に改め、同表139の項中「91」を「89」に改め、同表140の項及び141の項中「91」を「90」に改め、同表142の項中「92」を「90」に改め、同表143の項及び144の項中「92」を「91」に改め、同表145の項中「93」を「91」に改め、同表146の項から148の項までの規定中「93」を「92」に改め、同表149の項から152の項までの規定中「94」を「93」に改め、同表153の項から156の項までの規定中「95」を「94」に改め、同表157の項から160の項までの規定中「96」を「95」に改め、同表161の項から163の項までの規定中「97」を「96」に改め、同表164の項中「98」を「96」に改め、同表165の項及び166の項中「98」を「97」に改め、同表167の項及び168の項中「99」を「98」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、別表第十二の改正規定、別表第十七の改正規定(同表一の部四の項学歴免許等の資格の該当者の欄の改正規定を除く。)及び別表第二十八の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間に、新たに給料表の適用を受けることとなつた職員及び降格、昇給、降号又は復

職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。
(採用給与課)

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第八号

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第七の1の表103の項中「88」を「57」に改め、同表105及び106の項中「59」を「58」に改め、同表107の項及び108の項中「80」を「59」に改め、同表109の項中「61」を「59」に改め、同表110の項から112の項までの規定中「61」を「60」に改め、同表113の項から116の項までの規定中「62」を「61」に改め、同表117の項から120の項までの規定中「63」を「62」に改め、同表121の項から124の項までの規定中「64」を「63」に改め、同表125の項から128の項までの規定中「65」を「64」に改め、同表132の項から135の項までの規定中「66」を「65」に改め、同表139の項から142の項までの規定中「67」を「66」に改め、同

表146の項から149の項までの規定中「68」を「67」に改め、同表中

69	69		69	69
		を		
			68	69

に改め、別表第七の2の表101の項中「66」を「65」に改め、同表105の項及び106の項中「67」を「66」に改め、同表109の項から111の項までの規定中「68」を「67」に改め、同表113の項から116の項までの規定中「69」を「68」に改め、同表117の項から119の項までの規定中「70」を「69」に改め、同表121の項及び122の項中「71」を「70」に改め、同表125の項中「72」を「71」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日から平成二十四年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例による。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
(採用給与課)

平成二十四年三月三十日

福島県人事委員会

委員長 大須賀 美智子

福島県人事委員会規則第九号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項に次の一号を加える。

五 暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するために行う保護対策の固定警戒の業務

第二十一条第二項第二号ウ中「及び第四号」を「並びに第四号及び第五号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

(採用給与課)

